

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第 15 回 内心の自由 (2)

2. 信教の自由 (承前)

- ・ 国家は非宗教的であり、かつ宗教的に中立であることが要請される (20 条 1 項後段、3 項、89 条前段)。これは、信教の自由の制度的保障 (ある制度を保障することによって、間接的に、その制度が保護する人権の保障を確保することになる) であると解される。
- ・ 問題となる国家による行為について、その目的が宗教的意義をもち、かつ、その効果が特定宗教に対する援助・助長・促進または圧迫・干渉等になるかどうかを、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして判断して、2 要件ともに該当する場合に、国家と宗教との相当とされる限度を超えるかかわり合いとして、政教分離に違反すると判断される (津地鎮祭事件最高裁判決 (最大判昭和 52 年 7 月 13 日民集 31 巻 4 号 533 頁))。

○ 津地鎮祭事件最高裁判決 (最大判昭和 52 年 7 月 13 日民集 31 巻 4 号 533 頁)

三重県津市は、1965 (昭和 40) 年 1 月 14 日、市の体育館の起工式を行ったが、この起工式は、宗教法人大市神社の宮司によって神式の地鎮祭として行われ、その挙式費用 7,663 円 (内訳は、宮司らに対する謝礼 4,000 円と供物料金 3,663 円) が市の公金より支出された。そこで、この起工式に出席した同市議会議員 X は、津市が主催して、神式に則る地鎮祭を行い、費用を公金で支出したことは日本国憲法 20 条及び 89 条に違反するとし、同市長 Y に対し、違憲・違法に支出した公金の津市への賠償を求める住民訴訟などを提起した。

最高裁判所は、憲法の政教分離原則は、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたいわゆる制度的保障の規定であるとしたうえで、国家と宗教との完全分離は、理想ではあるが、それを実現することは、實際上不可能であり、かえって不合理な結果を生ずることになるから、国家と宗教とのかかわり合いについて、許されるものとそうでないものとを分けて考えるべきであるとした。20 条 3 項により禁止される宗教的活動とは、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうもの」をいうとし、本件地鎮祭への市の公金支出は、神道を援助・助長し、他の宗教を圧迫・干渉するものではないので、違憲ではないと判示し、X の上告を棄却した (X の請求を棄却した)。

○ 愛媛玉串料訴訟最高第判決 (最大判平成 9 年 4 月 2 日民集 51 巻 4 号 1673 頁)

愛媛県は、靖国神社の例大祭等に際し玉串料等として 13 回にわたり計 7 万 6,000 円を、県護国神社の慰霊大祭に際し供物料として 9 回にわたり計 9 万円を、それぞれ県の公金から支出したところ、住民によって、本件支出行為が憲法 20 条 3 項、89 条に違反するとして、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき住民訴訟が提起された。

最高裁判所は、神前に供えられる玉串料等を各神社が宗教的意義を有すると考えていることは明らかであり、また、県が他の宗教団体の同種の儀式に支出した事実はなく、特定の宗教団体のみ意識的にかかわり合いをもったものであり、これは一般人に対して県が当該特定宗教団体を特別に支援しているとの印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こすものであるから、本件かかわり合いは相当限度を超え、20 条 3 項、89 条に違反すると判示した。

○ 砂川政教分離（空知太神社）訴訟（最大判平成 22 年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 1 頁）

砂川市が所有する土地に、連合町内会が所有する空知太神社があり、市が本件土地を神社の敷地として無償で提供していたところ、政教分離原則違反を理由とした住民訴訟が提起された。

最高裁判所は、公の財産の利用提供行為が憲法 89 条、20 条 1 項に違反するのはそれが信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超える場合であり、当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地として提供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価など諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきであるとしたうえで、本件は、89 条の禁止する公の財産の利用提供にあたり、ひいては 20 条 1 項の禁止する宗教団体に対する特権付与に該当すると判示した。

3. 学問の自由

- ・ いかなる学問を研究するかどうか、研究した成果を発表するかどうか、研究結果に基づいて教授するかどうかは、国民の自由であり、国家がこれを強制してはならない。
- ・ 学術教育研究の中心的存在である大学は尊重されなければならないので、教員等の人事権や施設・学生の管理権については、教授会を中心とする大学の自治に委ね、国家がこれに介入してはならない。なお、判例によれば、学生は専ら営造物の利用者にすぎない（東大ポポロ事件最高裁判決（最大判昭和 38 年 5 月 22 日刑集 17 卷 4 号 370 頁））。

Quiz

Q15-1 日本国憲法に規定する政教分離の原則に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 市が、神式地鎮祭を挙行し、それに公金を支出することは、当該行為の目的が宗教的意義を持つものの、その効果が宗教に対する援助、助長とはならないので、政教分離の原則に反しないとした。
2. 信仰上の理由から剣道実技への参加を拒否した公立高等専門学校生に対し、剣道実技に代わる代替措置をとることは、公教育の宗教的中立性を保つ上で好ましくなく、政教分離の原則に反するとした。
3. 市が、小学校の増改築のため、遺族会所有の忠魂碑を市有地に公費で移転・再建し、その市有地を遺族会に無償貸与することは、忠魂碑が宗教的施設であるので、政教分離の原則に反するとした。
4. 政教分離規定は、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものであるとした。
5. 政教分離の原則に基づき、憲法により禁止される国及びその機関の宗教的活動には、宗教の教義の宣布、信者の教化育成等の活動だけでなく、宗教上の祝典、儀式、行事などを行うこともそれ自体で当然に含まれるとした。

(平成 15 年度特別区職員 I 類採用試験)

Q15-2 学問の自由に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。

- ア. 学問の自由を保障した憲法第 23 条の規定は、支配的見解によれば、大学における教授その他の研究者の学問研究の自由、学問研究成果の発表の自由及び教授の自由の保障に限定されており、国民一般の学問的活動の自由を保障するものとは解されていない。
- イ. 最高裁判所の判例によれば、教科書検定制度は、普通教育の場で教科用図書として用いるための図書を作成する目的でつくられた規制であって、それは教科書の形態における研究結果の発表を著しく制限するから、学問の自由を保障した憲法第 23 条に反する。
- ウ. 真理の探究を目的とする学問研究の自由は、憲法第 19 条の保障する思想の自由の一部を構成するが、研究活動が必ずしも内面的精神活動に限定されないことからすれば、学問研究の自由を思想の自由と同様の絶対的な自由と見ることはできない。
- エ. 最高裁判所の判例によれば、学問の自由は教授の自由を含み、普通教育における教師に対しても一定の範囲における教授の自由が保障されるが、大学教育と異なり普通教育においては教師に完全な教授の自由は認められない。

(平成 19 年司法試験)